

※辻山先生提供資料に講義要旨を斜字で追記

自治基本条例の意義

まだ学問的に定まったものではないが、自治政府を動かしていく、市民自らが動いていくルールが自治基本条例

1. 基本的な性格をどうするか

(1) これまでの条例の主流

①自治政府の義務、それを果たすため必要な組織と権限

②自治政府に対する住民権利の留保

参加 情報共有 住民投票 パブコメ

市民が自治政府を作ったわけだが、自治政府に全部任せたわけではない
⇒市民は自治政府の運営について監視・参加・評価する必要

(2) 立憲主義的な自治体憲法

①自治政府をしばる－上述

②国民の権利を保障する（基本的人権）

・自治政府に義務を課しているのは何か？

⇒これまで国の法律で決められてきた

⇒これからは憲法（自治基本条例）を作って自治政府をしばる（立憲主義）

→自治政府に義務を果たさせる

・条例で定めた権利（下記事例参照）は、それだけでは実効性がない

どのようにして具体的に保障するのか？

⇒個別条例により保障

<参考>おいらせ町自治基本条例

第2章 町民の権利

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

(1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利

(2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利

(3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利

(4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利

(5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

<逐条解説【第4条】>

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。

このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

(1)「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。

(2)「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。

- (3)「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意味を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。
- (4)「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。
- (5)「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。
ーこの権利はどのようにして保障されるのでしょうかー

総じて住民が設立した自治政府を住民の意思によって動かし、住民福祉に向上に役立たせるための装置を提起する思想

2. なぜ基本条例でなければならないか

(1) 憲法的最高規範性をもたせる

個別条例の上にある（最高規範として議会が条例化*）

*選び直された議会に通用するかについて一条例になっている

- ・自治基本条例は個別条例を拘束するもの
- ・自治基本条例の前文や第1条に最高規範性を有する旨書き込み、議会がそれを議決することで、議会が自らその拘束性に従うようにする
- ・個別条例が自治基本条例に反する場合、無効となるのか？
⇒今のところ裁判上無効の判断はなされないと思われる

(2) 硬性憲法的機能を持たせる

選挙のたびに変えない仕組み*

*新しい民意をしぼるしかけー特別多数決・住民投票（実例無し）

- ・自治基本条例は硬性（簡単に変えられない）・軟性のいずれか？
⇒自治体の憲法として決めたルールを、首長の変更のたびに変わることがない硬性のものとするのがいいのでは

(3) 市民の宣言（1-（2））に近い

よいまちをつくる覚悟 協働への参画 子どもの権利
よりよく老いていく権利 平和で安全なまち

- ・自治基本条例は市民同士が相互に、あるいは市民が他自治体市民に向けての宣言として掲げるもの
- ・市民のまちづくりへの積極的な関わりを明記
- ・上越市に合併した旧吉川町の自治基本条例では子どもの参画について規定
⇒その理念に基づき、市町村合併にあたり、全学校で合併の是非に係る説明会を開催

3. 自治基本条例で何が変わるか

(1) 市民の権利の一覧

権利の保障のためには個別条例が必要

- ・掲げられない権利について留意しながら、掲げたい権利について議論し、条例に盛り込んでいく

(2) 自治することを共有するきっかけ

自治政府は住民が作っている

自治政府の活動根拠は住民の信託にあり（一部法律あり）

何でも市に要求すればいい？

- ・地域を治めてきたのは自治体政府であったが、それでは財政的に立ちいかなくなってくることが予想される。また、市民感覚とは異なる役人仕事のサービスにより政策効果が低くなる懸念もある
- ・市民自らがまちづくりをしたり、行政と協働でしていくことを考える必要

(3) 地域で活動する源泉

グループ活動と自治政府との協働

活動の知見の政府政策への反映

- ・自治基本条例が制定された後、多くの自治体では、その中身を地域で活かして頂くために説明会をしている。その説明会は行政がするのではなく、自治基本条例を作った市民自らがしている
 - ・自治基本条例について議論していくことが、「自治する市民」になることにつながる
- ※「市民「会議」の自治」も必要⇒納得して妥協点・合意点を見出していく！

4. 自治基本条例をもつ市民の課題

【行政・議会との関係】	【地域で】
自治基本条例の理念を共有する	市民間の協力をつくるー市民事業→協働
参加機会に応募する 提案活動	公的資金配分機構をつくる まちを探す
協働事業への参加 公の施設の管理受託	まちをテーマ・地域の連携でつくる
市民活動支援の予算と仕組み作り	混住社会を生きる（外国人・ホームレス・
自治基本条例を見直す	単身・子ども） 高齢者を気づかう
個別条例策定への参加	まちづくりの会議をつくる参加する